

# アクションプラン2018への対応について

平成30年12月12日

厚生労働省 老健局 振興課

（５）「情報の壁」を超えるためのアクション

① 地域関係者への公的保険外サービスに係る情報提供による活用促進

I. 地域の高齢者の多様なニーズを満たす健康・生活支援等サービスの普及・促進

地域資源を活用した地域包括ケアシステムの構築を促進するため、利用者、保険者、ケアマネジャー等がアクセスしやすい環境の整備に関する取組を推進する等、保険外サービスの更なる普及促進を図る。



- 平成30年度においては、保険外サービスの更なる普及促進を進める観点から、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取り扱いを明確化する通知を発出。

## 介護保険制度における「保険外サービス」の組み合わせ【現行ルール】

- 介護保険制度では、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、一定のルールの下で、「保険サービス」と「保険外サービス」を組み合わせて提供すること（※）を認めている。

### 一定のルール

- ① 「保険サービス」と「保険外サービス」が明確に区分されていること。
- ② 利用者等に対し、あらかじめサービス内容等を説明し、同意を得ていること。

※ 両サービスを組み合わせ提供することが可能な場合（例）

- ・ 訪問介護の前後に連続して保険外サービスを提供すること
- ・ 訪問介護の提供中に、一旦、訪問介護の提供を中断した上で保険外サービスを提供し、その後に訪問介護を提供すること

〔一定のルールを設ける趣旨〕

- ・ 明確に区分されていない場合、利用者が不明瞭な形で料金を徴収されるおそれがあることや、「保険外サービス」に保険給付が充てられるおそれがあること
- ・ 利用者への説明・同意がない場合、利用者にとって不要な「保険外サービス」が提供され、利用者の負担が不当に拡大するおそれや、自立支援・重度化防止を阻害するサービスが提供されるおそれがあること

を踏まえ、利用者保護や適正な保険給付の担保等の観点から求めている。

## 論点

### 1. 【訪問介護】

○ 両サービスを組み合わせて提供することに関する現行ルールの整理

※「明確に区分」の方法が自治体ごとに異なると指摘されている。

【自治体の運用実態(例)】

・ 提供自体不可。

＜両サービスの区分方法＞

- ・ 丁寧な説明を実施する
- ・ エプロンや名札を付け替える
- ・ 一度、家の外に出る
- ・ 提供するスタッフを別にする

## 通知事項

○ 以下のルールを明示。

※（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護も同様。

＜事業者＞

- ・ 保険外サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を訪問介護事業所の運営規程とは別に定める。
- ・ 利用者に対し、あらかじめ文書で説明し、同意を得る。  
なお、保険外のサービス提供時間は、訪問介護の提供時間には含めないこと。
- ・ 利用者の認知機能が低下しているおそれがあることを踏まえ、利用者の状況に応じ、両サービスの区分を理解しやすくなるような配慮を行う（例：丁寧な説明の実施等、利用者が別サービスであることを認識できるような工夫を行うこと）。
- ・ 消費者からの苦情・相談窓口の設置等の措置を講じる。 等

※ なお、サービス提供責任者は、業務に支障がない範囲で、保険外サービスにも従事することが可能。

＜ケアマネジャー＞

- ・ 保険外サービスの情報を必要に応じて、ケアプランに記載。

## 2. 【通所介護】

- 通所介護を提供中の利用者に対し、通所介護を一旦中断した上で保険外サービスを提供し、その後引き続き通所介護を提供する場合のルールの在り方の検討



- 通所介護では、様々なサービスを保険内サービスとして提供できるため、保険外サービスとして利用者から保険給付とは別に徴収することは、基本的には認めない。
  - ※ ただし、事業所内での理美容と、緊急時の併設医療機関受診は、通所介護と明確に区分の上、提供可能。
- 今回、以下①～④については、通所介護とは明確に区分されたサービスのため、一定のルール（※）を遵守する場合は、介護保険外サービスとして提供可能とする。
  - ① 事業所内において、理美容に加え、巡回健診等を行うこと。
  - ② 利用者個人の希望により事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと。
  - ③ 物販、移動販売、レンタルサービス
  - ④ 買い物等代行サービス
  - ※ なお、医療法や道路運送法等の関係法規を遵守する必要がある。

(※) 通所介護事業所が、通所介護を提供中の利用者に対して保険外サービスを提供する場合のルール【新設】

※ (介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護も同様。

- 両サービスを明確に区分し、文書として記録
- 利用者等に対し、あらかじめサービス内容等を文書で説明し、同意を得ていること
- ケアマネジャーは保険外サービスの情報を必要に応じて、ケアプランに記載すること
- 通所介護の利用料とは別に費用請求。通所介護の提供時間には保険外サービスの時間を含めない
- 特定の事業者によるサービスを利用させることの対償としての当該事業者からの利益收受を禁止
- 消費者からの苦情・相談窓口の設置等の措置を講じる
- 外部事業者が保険外サービスを提供する場合、事故発生時の対応を明確化

### 3. 【通所介護】

- 休日・夜間等に、事業所の人員・設備を活用して保険外サービスを提供することの現行ルールの整理

#### ○ 以下のルールを遵守すれば提供可能であることを明示

※（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護も同様。

- ・ 保険外サービスに関する情報を記録すること
- ・ 特に事業所内で夜間・深夜に宿泊サービスを提供する場合は、宿泊サービスに関する現行ルール（※）を遵守すること

※ サービスの提供開始前に都道府県等へ届出、従業員の配置基準や、一人当たり床面積等の基準を遵守

### 4. 【通所介護】

- 通所介護の利用者と保険外サービスの利用者の双方に対してサービスを提供する場合における現行ルールの整理

#### ① 以下のルールを遵守すれば提供可能であることを明示

- ・ 両サービスの利用者の合計数が、通所介護の定員を超えず、
- ・ 両サービスの利用者の合計数に対し、通所介護事業所の人員基準（※介護職員であれば5：1等）が満たされている

場合には、両サービスの利用者が混在してサービスの提供を受けることが可能。

① 両サービスの利用者が混在する場合

② 両サービスの人員・設備や時間帯を分ける場合

② 事業所内で、利用者が混在せず、通所介護とは別の時間帯や、別の場所・人員で保険外サービスを提供する場合について、両サービスの人員・設備を明確に区分し、かつ、通所介護が人員・設備基準を遵守すれば、提供可能であることを明示。

※ ①②とも、（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護も同様。

## 5. 【区分支給限度額】

- 支給限度額を超えたサービス分の価格ルール（保険給付分と不合理な差額を設けてはならない）の明確化

### ○ 以下のルールを明示

※ 全サービス共通。

- ・ 介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額と同水準とすることが望ましい。
- ・ ただし、利用者に対し、両サービスの違いを文書によって丁寧に説明し、同意を得れば、別の価格設定も可能。

イメージ

介護保険のサービス  
給付の対象

給付の対象外

介護保険の  
外のサービス

## 6. 【個人情報の取扱い】

- 保険外サービスを提供する場合の個人情報の取扱いに係るルールの明確化

### ○ 以下のルールを明示

※ 全サービス共通。

- ・ 個人情報保護法及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守すること。  
※ 例えば、介護保険サービスの提供にあたり利用者から取得した個人情報を、保険外サービスの提供に利用するには、取得に際しあらかじめ、その利用目的を公表する等の措置を講ずる必要がある。

※ 介護保険サービスと保険外サービスとの同時一体提供や、指名料・時間指定料の徴収について

- 訪問介護と保険外サービスの同時一体的な提供については、両サービスを区分することが困難であるため、提供不可。

（例）利用者分の食事と、同居家族分の料理を同時に調理すること

- また、特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として自費負担による上乗せ料金を徴収することは、指名料・時間指定料を支払える利用者へのサービス提供が優先され、社会保険制度として求められる公平性が担保できなくなるおそれ等が指摘されており、認めていない。